

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成 20 年長野県条例第 16 号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

7 長地環第 5－5 号
令和 7 年（2025 年）6 月 18 日
長野県長野地域振興局長

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根 拠 条 項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの
(1) 条例第 33 条第 1 項	事業計画概要書	○
(2) 条例第 37 条第 2 項 (第 37 条第 5 項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	
(3) 条例第 39 条第 1 項	事業計画書	
(4) 条例第 42 条第 5 項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第 46 条第 2 項	最終見解書	
(6) 条例第 48 条第 2 項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

事 項		内 容	
氏名及び住所		株式会社長野環境保全センター 代表取締役 勝亦 豪志 長野県中野市大字立ケ花 855 番地	
申請の区分（Ⅰ）		産業廃棄物処分業の事業範囲の変更許可	
条 例 第 33 条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県中野市大字新井字若宮境 363 番 1、363 番 10	
	②廃棄物の処理施設の種類	産業廃棄物（廃太陽光パネル）の粉砕・分離施設	
	③処理を行う廃棄物の種類	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず （廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、廃太陽光パネルに限る。） 以上、いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	
	④廃棄物の処理施設の処理能力	1.68 t／日（ 0.21 t／h：8 時間稼働 ）	
	⑤変更の概要（変更許可等の場合）	新 圧縮梱包する産業廃棄物：廃プラスチック類、金属くず <u>粉砕・分離する産業廃棄物：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは廃太陽光パネルに限る。）</u> 以上、いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	旧 圧縮梱包する産業廃棄物：廃プラスチック類、金属くず

条例第33条	⑥周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 中野市新井区、若宮区 (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第2の1(5)
	⑦関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	(範囲) ・中野市長 ・周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 ・周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者 (根拠) 条例第28条第2項及び条例施行規則第22条第1号
	⑧関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	(日時) 令和7年8月3日(日) 午前10時から (場所) 長野県中野市大字新井363番地1 株式会社長野環境保全センター
	⑨事業計画概要書の縦覧場所、期間及び時間	(場所) 長野県長野地域振興局環境・廃棄物対策課 (期間) 令和7年6月19日(木)～令和7年7月18日(金)(土日・祝日その他の県の休日を除く。) (時間) 午前8時30分～午後5時

3 提出できる意見

今回提出できる意見	根拠	対象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
○	第34条	○第32条第2項の関係市町村長 ○第33条第2項の関係住民 ○事業計画概要書について生活環境保全上の見地から意見を有する者	○周辺地域の範囲 ○関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠 ○関係住民に対する事業計画の概要に関する説明会の開催日時及び場所	12号	提出期限 令和7年7月18日(金) 提出先 〒381-0836 長野市大字南長野南県町686-1 長野県長野地域振興局環境・廃棄物対策課

* 「今回提出できる意見」に○印のあるものについて意見書の提出ができます。

注) 意見提出にあたっての留意事項

- ・提出書類はいずれも日本工業規格A列4番(折込可)とし、使用する言語は日本語とすること。
- ・提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。